

●はじめに

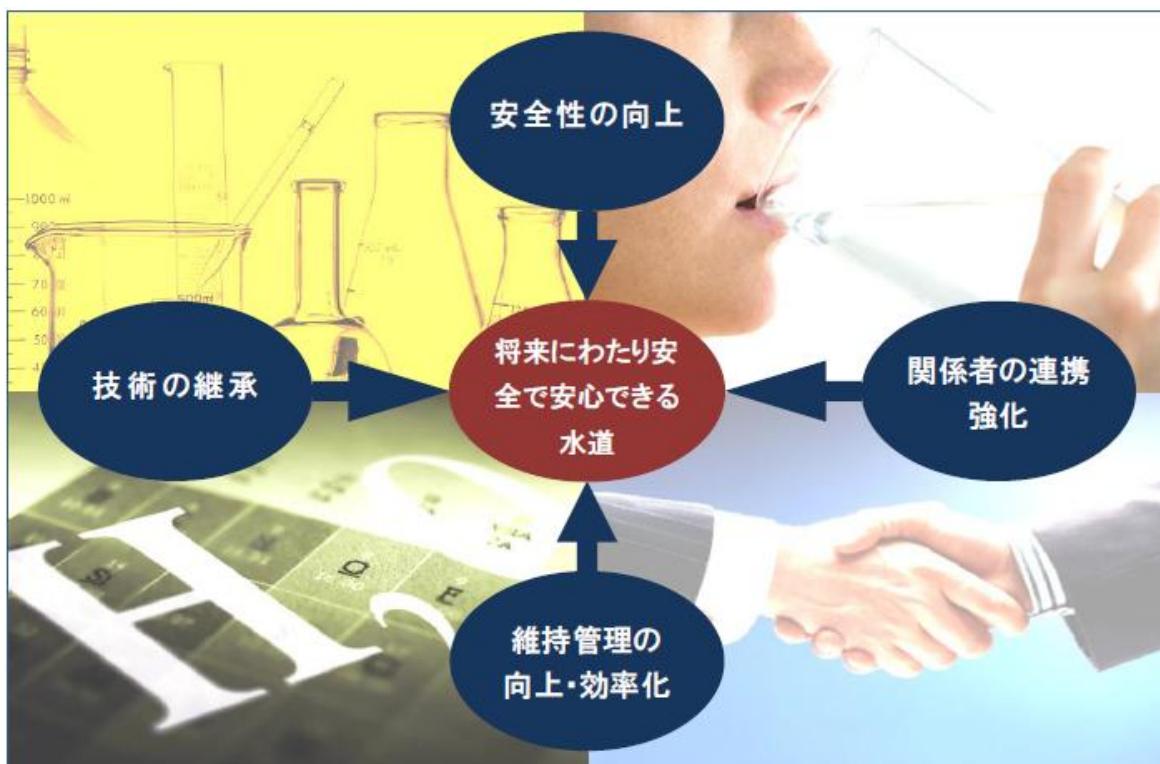
(1)「水安全計画」とは

水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことが安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であることから、2004年WHO飲料水水質ガイドライン第3版において、HACCP手法の考え方の水道への導入が提唱されました。このような水道システム管理を水安全計画(Water Safety Plan;WSP)といいます。

(2)水安全計画の目的

水安全計画は、受水メーター(供給地点)から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すものです。

- ・安全性の向上
- ・維持管理の向上・効率化
- ・技術の継承
- ・需要者への安全性に関する説明責任(アカウンタビリティ)
- ・一元管理
- ・関係者の連携強化



危害分析

水道水質に影響を及ぼす可能性のある危害原因事象を抽出し、危害が発生した場合に影響をうける関連項目について整理しました。さらに、発生頻度と影響程度から1～5まで5段階のリスクレベルを設定し、下表のとおり、各段階で管理対応を行います。

			危害原因事象の影響程度					
			取るに足らない	考慮を要す	やや重大	重大	甚大	
発生頻度	a	b	c	d	e			
	頻繁に起ころる	毎月	E	1	4	4	5	5
	起こりやすい	1回/数ヶ月	D	1	3	4	5	5
	やや起こりやすい	1回/1～3ヶ月	C	1	1	3	4	5
	起こりにくい	1回/3～10ヶ月	B	1	1	2	3	5
	めったに起こらない	1回/10年以上	A	1	1	1	2	5

リスクレベル判別表

「水安全計画」の検証と運用

検証方法としては、計画で定めた管理措置や監視方法、管理基準、管理基準逸脱時の対応等が、水安全計画で定めたとおり運用されていたかを検証するとともに、水質基準をクリアした安全な水を供給しているかを、監視管理記録・施設巡回記録・業務委託報告書等及び水質検査結果書等により確認を行います。

また、水道施設は経年的に劣化すること、水道水の安全性を向上させるのに有用な新技術の導入を進めるべきこと等から、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものであるかを、必要に応じて那覇市上下水道局危機管理マニュアルを確認し、見直しを行います。

【お問い合わせ先】

那覇市上下水道局 配水課

〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1

電話 098-941-7806 FAX 098-941-7826